

議案第67号

養父市立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について

養父市立幼稚園設置条例を廃止する条例を次のように定める。

平成29年12月 5 日提出

養父市長 広 瀬 栄

養父市条例第 号

養父市立幼稚園設置条例を廃止する条例

養父市立幼稚園設置条例（平成16年養父市条例第84号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 2 月23日から施行する。  
（養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）
- 2 養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年養父市条例第43号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 3 号中「、幼稚園」を削る。  
（養父市立学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）
- 3 養父市立学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成16年養父市条例第77号）の一部を次のように改正する。  
題名中「、幼稚園」を削る。  
第 1 条中「、幼稚園」を削る。  
（養父市立学校施設等使用条例の一部改正）
- 4 養父市立学校施設等使用条例（平成16年養父市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表 1 八鹿地区の部を次のように改める。

施設の名称	料金	
	昼間	夜間

体育館	1,150円	1,350円
教室（1室につき）	350円	550円
運動場	350円	550円

（養父市学校教育振興推進委員会設置条例の一部改正）

- 5 養父市学校教育振興推進委員会設置条例（平成17年養父市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「幼稚園、小学校」を「小学校」に、「園児、児童」を「児童」に改める。

（養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部改正）

- 6 養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例（平成27年養父市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、幼稚園」を削る。

第8条中「市立幼稚園及び」を削る。

議案第67号 養父市立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について

附則2 養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会、調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で次に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 養父市立学校、<u>幼稚園</u>及び幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成16年養父市条例第77号)の適用を受ける者</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会、調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で次に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 養父市立学校及び幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成16年養父市条例第77号)の適用を受ける者</p> <p>(4) (略)</p>

附則3 養父市立学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>養父市立学校、<u>幼稚園</u>及び幼保連携型認定こども園の学校医、 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。第3条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、養父市立学校、<u>幼稚園</u>及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>養父市立学校及び幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。第3条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、養父市立学校及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附則4 養父市立学校施設等使用条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
別表（第8条関係） 1 八鹿地区			別表（第8条関係） 1 八鹿地区		
施設の名称	料金		施設の名称	料金	
	昼間	夜間		昼間	夜間
体育館	1,150円	1,350円	体育館	1,150円	1,350円
<u>幼稚園遊戯室</u>	<u>550円</u>	<u>800円</u>			
教室（1室につき）	350円	550円	教室（1室につき）	350円	550円
運動場	350円	550円	運動場	350円	550円

附則5 養父市学校教育振興推進委員会設置条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校教育の振興推進に関する次の事項を調査審議し、答申するものとする。</p> <p>(1) 養父市立<u>幼稚園、小学校</u>及び中学校に通学する<u>園児、児童</u>及び生徒の通学方法及び補助金の支給に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校教育の振興推進に関する次の事項を調査審議し、答申するものとする。</p> <p>(1) 養父市立<u>小学校</u>及び中学校に通学する<u>児童</u>及び生徒の通学方法及び補助金の支給に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附則 6 養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第5条 市長は、認定こども園、<u>幼稚園</u>及び保育所（市が設置したものに限る。）において教育・保育を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）から利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者負担額の通知)</p> <p>第8条 市長は、利用者負担額を決定したとき又はその額を変更したときは、当該支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設（<u>市立幼稚園</u>及び<u>市立保育所</u>を除く。）の設置者又は特定地域型保育事業者を行う者に通知しなければならない。</p>	<p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第5条 市長は、認定こども園及び保育所（市が設置したものに限る。）において教育・保育を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）から利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者負担額の通知)</p> <p>第8条 市長は、利用者負担額を決定したとき又はその額を変更したときは、当該支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設（市立保育所を除く。）の設置者又は特定地域型保育事業者を行う者に通知しなければならない。</p>

